

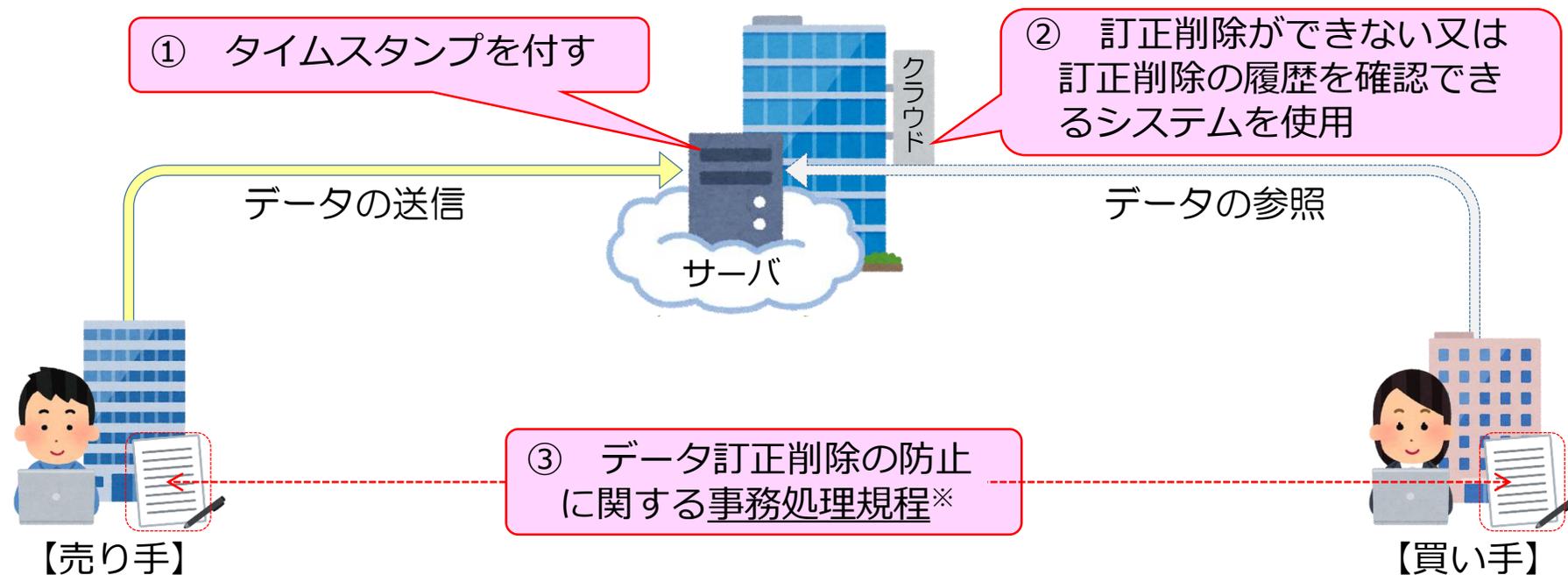
電子インボイスの保存方法について

- 電子インボイスを提供し、又は提供を受けた場合、電子帳簿保存法に準じた方法により保存することが求められる。
- 例えば、クラウドなどを通じて、電子インボイスのデータをやり取りする場合、**クラウド上（クラウド運営会社等）において電子帳簿保存法に準じた方法により保存***されているのであれば、保存要件を満たすこととなる。

※ (1) ①～③の措置のいずれかを行い（①タイムスタンプを付す、②訂正削除について一定の要件を満たすシステムを使用する、③売り手・買い手がデータ訂正削除の防止に関する事務処理規程を設ける）、(2) 操作説明書・見読可能装置の備付け、(3) 検索性の確保を行う必要がある。

(クラウドサービスを使用した場合のイメージ)

【クラウド運営会社等】



※ クラウド運営会社との間でデータ訂正削除の防止に関する規程を含む契約を締結することも含む (財務省資料)